

高齢者・障害者支援施設等の停電時における BCP 運用等支援事業実施要綱

令和4年6月27日付4福保企企画第196号

(目的)

- 1 本要綱は、高齢者・障害者支援施設等に専門家を派遣し、非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行うとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下「BCP」という。）の運用に関する助言などを行うこと、及びエネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーを活用した機器及び設備（以下、「省エネ・再エネ機器等」という。）の導入を支援することにより、高齢者・障害者施設等が停電時においても、運営を維持するために必要な事項を定め、事業を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

- 2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 高齢者施設

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項で規定する介護保険施設をいう。

(2) 障害者支援施設等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号及び第2号に規定する障害児入所施設、並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項1号に規定する救護施設及び同項2号に規定する更生施設をいう。

(実施主体)

- 3 本事業の実施主体は、東京都とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる機関に委託することができるものとする。

(事業内容)

- 4 本事業の内容は以下のとおり実施する。
 - (1) 高齢者・障害者支援施設に専門家を派遣し、現状のBCPや施設設備を確認の上、停電時の対応及び施設の省エネルギー化に向けた取組について助言する。
 - (2) (1)の助言に基づき、高齢者・障害者支援施設が導入する停電時の事業継続等に資する省エネ・再エネ機器等の設置に係る経費を支援する。

(秘密の保持)

- 5 本事業に関わる関係者は業務遂行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

- 6 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から適用する。